

愛媛県男女共同参画センター館内照明 LED 化改修業務仕様書

- 1 件名
愛媛県男女共同参画センター館内照明 LED 化改修業務
- 2 業務概要
愛媛県男女共同参画センター本館の照明を LED 化改修工事するもの。
- 3 業務実施場所
愛媛県松山市山越町 450 番地 愛媛県男女共同参画センター本館 1、2、3 階、地下 1 階、屋上部
- 4 業務完了までの期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで
なお、発注者による検査確認及び完成図書(施工写真)の引き渡しも上記期間内までに行うこと。
- 5 内容
 - (1)施工対象
仕様書別記「愛媛県男女共同参画センター館内照明 LED 化改修図面」による
 - (2)施工期間
施工期間は、愛媛県男女共同参画センター開館日(火曜日～日曜日)の間に行い、貸館施設は利用予約状況に応じて調整することとする。また、共用部の施工についても施設利用者の安全を第一としたうえで、利用妨げにならないよう細心の注意を払いながら行うこととする。なお、愛媛県男女共同参画センターの休館日(月曜日、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日)にあたる日は原則工事を行わないものとするが、やむを得ない事情により休館日に工事を行う必要がある場合は、事前に公益財団法人えひめ女性財団に申し出たうえで許可を得てから行うこととする。
 - (3)その他
業務にあたるうえで不明な事項については必ず現地確認を行うこと。
- 6 留意事項
 - (1) 業務遂行にあたり見積もる金額は、5 の作業に要する費用及び消耗品費、運搬費、撤去建材等の処分費、その他業務に要する諸経費を含むこと。なお、作業に要する電気、ガス、水道等の光熱水費は含まないものとする。
 - (2) 業務完了後は、完了が確認できる書面及び作業写真を提出すること。
 - (3) 本業務により発生した廃棄物は、受注者の責任において適正に処分すること。
 - (4) 業務遂行中、又は業務完了後に受注者の責に起因すると認められる不具合が生じた場合は受注者の責任において改善措置を講ずること。
 - (5) 業務遂行にあたっては関係する法令及び条例等を遵守すること。
- 7 その他
本仕様書に定めのない事項については財団と受注者間で協議し決定する。